

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 28 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市

民生主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
児童養護施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の流行による児童入所施設等の職員の確保については、「新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日付け事務連絡）において、人員、設備及び運営基準等の柔軟な取扱いが可能な旨お示ししております。

今般、小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、以下のとおり取扱いをまとめましたので、管内児童福祉施設、関係団体等に周知の上、適切な運用をお願いいたします。

1. 里親支援専門相談員等の専任職員の柔軟な配置について

里親支援専門相談員等、直接処遇職員又は該当する生活単位以外の勤務ローテーションに入らないことが加算要件となっている職員については、小学校等の臨時休業の期間においては、直接処遇職員又は該当する生活単位以外の勤務ローテーションに入ることを可能とする。

2. 非常勤職員等の確保について

非常勤職員の勤務日数を増やす、新たな非常勤職員を雇う等、小学校等の臨時休業の期間における日中の職員体制の確保のため、新たな費用が生じた場合のその費用負担については、交付要綱第7に基づく厚生労働大臣の承認の対象となる。

なお、個別具体的に疑義があれば、当課措置費係に照会されたい。

3. その他

2の取扱いにより難しい事案の場合は、個別協議により対応するものとする。